

# 白老港 港湾施設使用料

(令和6年4月1日から)

白老港港湾管理者

けい留施設使用料				
船種	区分			使用料
商船	総トン数1トン当たり	24時間までごとに	内航船舶	9.90 円
			外航船舶	9 円
作業船	期間を定めて使用する船舶			
	動力船			別表のとおり
無動力船	(総トン数1トン未満のものを除く。)			
漁船	期間を定めないで使用する船舶等 (無動力船については、総トン数1トン未満のものを除く。)			
その他船舶	動力船	総トン数1トン当たり	24時間までごとに	59.40 円
	無動力船	総トン数1トン当たり	24時間までごとに	27.50 円
	いかだ	1㎡当たり	24時間までごとに	25.30 円

船舶給水施設使用料		
区分	使用料	
水量1㎡につき	460 円	

港湾施設用地等使用料					
区分	使用料				
港湾施設用地 野積場	漁港区	1㎡1日までごとに	1.10 円		
	商港区	一般使用料	初日から15日まで	1㎡1日までごとに	2.20 円
			16日以降	1㎡1日までごとに	3.30 円
		専用使用料	1㎡1月につき	66 円	
工作物の設置 に係る占用の 場合	建造工作物 (外径が0.4 m以上の管 を含む。)	1㎡1年につき	近傍類似の土地の1㎡当たりの価格 (地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。) に6/100を乗じて得た額 (1月未満の占用にあつては、その額に110/100を乗じて得た額) (その額が20円に満たない場合は、20円) <span style="color: red;">令和6年度単価 81円/㎡</span>		
	区分		単位	1月以上の占用	1月未満の占用
	第1種 電柱		1本1年につき	770 円	847 円
	第2種 電柱		1本1年につき	1,200 円	1,320 円
	第3種 電柱		1本1年につき	1,600 円	1,760 円
	第1種 電話柱		1本1年につき	690 円	759 円
第2種 電話柱		1本1年につき	1,100 円	1,210 円	

# 白老港 港湾施設使用料

(令和2年4月1日から)

白老港港湾管理者

港湾施設用地等使用料					
工作物の設置 に係る占有の 場合	区 分		単 位	1月以上の占有	1月未満の占有
	第3種 電話柱		1本1年につき	1,500 円	1,650 円
	その他の柱類		1本1年につき	53 円	58.30 円
	共架電線その他上空に設ける線類		1m1年につき	7 円	7.70 円
	鉄塔		1基1年につき	1,100 円	1,210 円
	管の埋設 (外径が0.4m未満のものに限る。)				
	外径 0.1m未満		1m1年につき	36 円	39.60 円
	外径 0.1m以上0.15m未満		1m1年につき	53 円	58.30 円
	外径 0.15m以上0.2m未満		1m1年につき	71 円	78.10 円
	外径 0.2m以上		1m1年につき	140 円	154 円
その他の占有 の場合	1㎡1年につき	近傍価格に4/100を乗じて得た額 (1月未満の占有にあつては、その額に110/100を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)			

上屋施設使用料			
区 分			使用料
一般使用料	初日から 3日まで		1㎡1日までごとに 17.9 円
	4日以降15日まで		1㎡1日までごとに 53.7 円
	16日以降30日まで		1㎡1日までごとに 107.5 円
	31日以降		1㎡1日までごとに 215.1 円
専用使用料			1㎡1月につき 545.6 円